

社団法人日本超音波医学会認定超音波指導医の委嘱に関する内規

(平成2年2月9日制定)
(平成4年3月27日改正)
(平成6年3月4日改正)
(平成10年7月1日改正)
(平成12年9月22日改正)
(平成14年12月20日改正)

- 1 本内規は、社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第11条に基づき、超音波指導医（以下「指導医」という。）の委嘱に関する基準を定める。
- 2 指導医は、超音波医学に関する豊富な学識と経験を有し、臨床、研究、及び教育に十分な能力と情熱を有する者で、かつ、次の各号に定める条件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 専門医であること。
 - 二 申請時に於て、10年以上継続して本会正会員であること。
 - 三 業績及び専門医育成の実績などが、別に定める「超音波指導医の推薦に関する申合せ」の基準に達していること。
- 3 指導医は、領域別に定める。その領域は、「総合」（英文名「Integrated Sonology」）、「循環器」（英文名「Cardiology」）、「消化器」（英文名「Gastroenterology」）、「泌尿器」（英文名「Urology」）、「産婦人科」（英文名「Obstetrics & Gynecology」）及び「乳腺・甲状腺」（英文名「Seno-thyroidology」）とする。
- 4 指導医は、本委員会が推薦し、理事会の議を経て、理事長が認定し、委嘱する。任期は5年とし、再任を妨げない。
- 5 本委員会は、指導医の推薦に際して、第2項の規定にかかわらず、専門領域、在住地域、所属施設、教育環境及び顕著な学会活動などの状況を考慮することができる。
- 6 指導医が資格条件を喪失したときには、理事長は、理事会の議を経て指導医の委嘱を取消す。
- 7 この内規の改廃は、本委員会の発議により規約担当理事の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成2年2月9日から施行する。
- 2 昭和62年6月15日社団法人日本超音波医学会の設立前における日本超音波医学会の正会員として継続した期間は、第2項第2号の年数に通算する。

附 則

平成2年度の第1回認定及び平成3年度の第2回認定の指導医の任期は、第4項の規定にかかわらず、それぞれ平成8年11月30日及び平成9年11月30日までとする。

附 則

この内規の改正は、平成12年9月22日から施行する。

附 則

この内規の改正は、平成14年12月20日から施行する。